

【補助内容】

1. 木造戸建て住宅耐震改修工事費補助

- ・補助率＝改修工事額の 50%
- ・上限額＝40 万円（市内に本店、支店等の事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人の事業者と耐震改修工事に係る請負契約を締結した場合は、60 万円）
- ・補助対象＝建物全体の上部構造評点が 1.0 以上になるよう補強し、又は 1 階部分の上部構造評点が 1.0 以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事管理を含む）。

2. 耐震シェルター・防災ベッド設置費補助

- ・補助率＝設置費の 23% ・上限額＝30 万円
- ・補助対象＝地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター及び防災ベッド、その他市長が認めるもの。耐震シェルター、防災ベッドの設置については、65 歳以上の高齢者、障がい者又は介護保険認定者が居住していることが必要。

3. 建て替え等に伴う除却工事費補助

- ・補助率＝除却工事又は耐震改修工事に要する費用のいずれか低い額の 50%
- ・上限額＝40 万円（市内に本店、支店等の事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人の事業者と耐震改修工事に係る請負契約を締結した場合は、60 万円）
- ・補助対象＝建物の除却工事費（除却工事の後に、自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保する場合）。

【その他】

申請前に耐震診断を受ける必要がありますのでご注意ください。なお、耐震診断には福岡県の助成制度（◆福岡県耐震診断アドバイザー制度）がご利用いただけます。

◆福岡県耐震診断アドバイザー制度（現在受付中）

福岡県の制度で、登録された建築士（耐震診断アドバイザー）が申請者宅の耐震診断を行う制度です。なお、1 件あたり 3, 0 0 0 円の自己負担が必要となります。

お問い合わせ窓口 生涯あんしん住宅 住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局

Tel 092 - 582-8061 Fax 092-582-8162

お問い合わせ先

都市建設部都市計画課計画管理係

電話：0946-22-1115(直通) FAX：0946-22-1850